

豊監公表第4号

令和6年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市長より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和8年（2026年）2月17日

豊中市監査委員	岸 本 康 孝
同	清 水 聖 子
同	吉 田 正 弘
同	北之坊 晋 次

(様式7)

豊基管第500号

令和8年(2026年)1月28日

豊中市監査委員 様

豊中市長 長内 繁樹

地方自治法第199条第14項の規定に基づく措置の通知について

令和6年度定期監査において指摘のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 (監査実施日 令和7年3月26日)

対象となった 部局 課・施設の名称	指摘事項	講じた措置の内容
都市基盤部 基盤管理課	基盤管理課、資産管理課及び都市計画課の3課で収納管理している道路台帳図書閲覧手数料及び道路情報提供サービスシステム複写費について、豊中市財務規則第29条第3項、同第77条では、収納現金に関し、即日又は翌日（銀行休日はその翌日）に収納金融機関に払い込まなければならないとされているところ、1	令和6年度における収納管理事務の実施担当である『資産管理課』に対し、財務規則に基づき適切に処理するよう指示するとともに、担当3課において当該指摘事項とその措置内容を共有しました。

	週間分をまとめて翌週以降に払い込んでいるものが複数あった。	
都市基盤部 基盤管理課	「道路占用許可申請書」簿冊において、道路占用料減免許可申請書の提出がないにもかかわらず、減免しているものがあった。	水道やガスの引き込み管など、占用料減免対象物件については、減免許可申請書を提出するよう求めていなかったが、指摘後、この書類を提出するよう窓口で案内するとともに、この申請に基づき減免するよう是正しています。
都市基盤部 基盤管理課	「法定外公共物占用許可申請書」簿冊において、法定外公共物占用料減免許可申請書の提出がないにもかかわらず、減免しているものがあった。	同上。